

高齢者の所在不明問題について

○ とある父（Aさん）と娘（Bさん）の会話に、社会保険労務士のCさんが説明に加わってくれました。



Aさん

最近、お年寄りの行方が分からなくなっている問題^{※1}が話題になっているな。実際には亡くなっていたにもかかわらず、家族がそれを隠して、年金をもらい続けていた例もあるみたいだけど、おかしいと思うな！

※1 高齢者の所在不明の問題とは、東京都足立区で、生存していれば111歳の方が、実は30年前に死亡していたとの報道（平成22年7月30日）等を受けて、全国の自治体において高齢者の安否確認が行われた結果、死亡者や行方不明者が相次いで判明し、その一部に年金の不正受給等があったというものです。



Bさん

確かにそうねえ。ウソをついて年金をもらい続ける人がいるなんて、真面目に保険料を払うのがイヤになっちゃうわ。



Cさん

老後の年金は、ご本人の生活のために払われるものですから、家族が年金をもらい続けるのはおかしいですね。

年金を受給されていた方が亡くなったら、ご遺族は年金事務所に死亡届を提出しなければいけない^{※2}ことになっており、届出を受けて年金の支払いが終了します。

※2 年金を受給している方が亡くなった場合、国民年金法や厚生年金保険法に基づき、同居の親族などの戸籍法上の届出義務者が、死亡届を年金事務所に提出しなければならないこととなっています。



Aさん

亡くなったときに、市役所に死亡届を出す^{※3}ことはしても、年金事務所に出すことまで気が回らない人も結構いるんじゃないかなあ……

※3 戸籍法に基づく死亡届は、同居の親族などの届出義務者が市役所、区役所又は町村役場に提出しなければいけないこととなっています。



Cさん

確かに、そこまで気が回らない人もいるかもしれませんね。
でも、市役所に死亡届を出すと、その情報が年金機構とつながっていて、年金の支払いが一時的に止められる仕組み^{※4}になっているんですよ。

※4 市役所に届け出た戸籍法に基づく死亡届の情報は、住民基本台帳ネットワークに反映されることになっており、その情報と年金機構が保有している年金受給者（約3,600万人）の情報が年6回の年金の支払いの前に突き合わされています。これにより亡くなっていることが判明した場合は、年金の支払いを一時的に止める（保留）ことになっています。

年金の支払いを保留した後も、年金事務所に年金の死亡届が提出されない場合は、年金の死亡届の勧奨が行われます。それでも提出がない場合には、各年金事務所が市町村に死亡の事実を確認し、死亡の処理を行い、年金の支払いを終了します。



Bさん

なるほど！ 万一、年金事務所に死亡届を提出し忘れても、市役所に死亡届を提出していれば年金の支給はとりにあらず止まるというのなら、うっかり忘れで年金が払われ続けることはなさそうですね^{※5}。

※5 自らの住民票コード（住基番号）が日本年金機構に登録されていない一部の年金受給者（約23万人）については、健在を確認するために現況届の提出を年1回誕生日にお願いし、提出されない場合は、年金の支給を止めています。

さらに、現行の現況届の様式には、本人が死亡した場合や行方不明の場合に、ご家族の方などが現況届を提出してはいけないということが分かりにくいいため、改善を図る予定です。



Aさん

でも、今、問題となっているのは、年金を不正に受給するために、お年寄りが死んだことを隠して市役所に死亡届も出さずにいる人だよな。

そういう人は市役所にも届け出ていないんだから、年金を止められないんじゃないかな。



Cさん

確かに、今回の報道ではそのような例がいくつも出てきましたね。そこで、厚生労働省では、76歳以上の年金を受給している方全員について、ご健在であるかどうかの確認をするそうです。



Bさん

でも、対象となる人がたくさんいるんじゃない？どうやって調べるのかしら？



Cさん

76歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度に加入していますよね。この運営主体から、1年間医療を利用していない方の情報をもらって、その方について生存確認をする^{※6}ことになっています。

※6 後期高齢者医療制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合から、76歳以上で1年間継続して医療を利用していない方の情報を提供していただきます。これをもとに、現況申告書によりご本人が健在かどうか確認を行い、現況申告書の提出がない場合は年金の支払いを一時差し止め、提出があった場合も、日本年金機構の職員が訪問調査し、健在の確認などを行います。



Aさん

そうか！ 年齢を考えると年に1回もお医者さんに行かない人は少ないかもしれないな。そういう人は、本当に健康なのかもしれないけど、逆に亡くなっている可能性もあるな。生きていなければ医者には行けないからね。



Cさん

ええ、そうですね。このように対象者を絞ることによって、76歳以上の年金を受給している方全員を確認できるようになります。これなら、亡くなっているのにも関わらず年金を不正に受給しているケースを発見できそうですね。



Bさん

こうした取組みによって、亡くなっているのにいつまでも年金が支払われ続けることを防ぐのね。良く分かったわ。
でも、もし、不正に受給していたんだったら、返してもらわなきゃいけないわね！



Cさん

もちろんです。年金を不正に受給することが許されないのはいくらまでもないことですから、ご家族などが不正受給していた場合は、過去5年分の年金をさかのぼって返還しなければいけません^{※7}。

※7 不正に受給した年金の返還を国が請求する権利は、会計法に定める時効により5年で消滅し、返還を求めることができなくなります。



Aさん

あれ、過去5年分ってことは、それより前に不正に受給していた分は、返還しなくてもいいってことなのかい？ それじゃ不正のやり得じゃないか。



Cさん

年金については、法律によって、国が返還を求めることができる期間は、5年前までと決まっています^{※8}。年金に限らず、補助金の不正受給のような場合も、同様に5年間分だけの返還に限られているんですよ。

※8 不正に受給した年金の返還を国が請求する権利は、会計法に定める時効により5年で消滅し、返還を求めることができなくなっており、事業者が補助金を不正受給した場合のような多額に上る場合でも、同様に5年分のみの返還に限られています。



Bさん

補助金を不正受給して利益を得た業者でも5年までの返還だとすると、新聞に出ているような生活が苦しい人たちからそれ以上に返還させるのは厳しいんじゃない？



Aさん

時効と言われてもなんか納得いかないけど、お役所は横並びにこだわるからな。年金の返還だけ期限なしにするように法律を変えるのは難しそうだなあ…



Cさん

確かに返還するのは過去5年分までというルールですが、だまして年金を受け取っていたということで、5年以上前のものも含め、詐欺罪として逮捕される可能性もあります。法律に定められているルールに従って、罰則が適用されたり、不正受給分の返還が求められるというわけですね。



Bさん

みんなの年金だもんね。きちんとルールを守ることが必要よね。お父さんが亡くなっても、私はちゃんと死亡届を提出するわ。



Aさん

おいおい、縁起でもないこと言うなよ…